建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成30年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の６第１項の静岡県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成30年３月13日

静 岡 県 知 事　　川　勝　平　太

１　試験の期日、時間及び場所

⑴　二級建築士試験

試験／項目	学科の試験	設計製図の試験
試験の期日	平成30年７月１日（日）	平成30年９月９日（日）
試験の時間	午前10時00分から 午後５時10分まで	午前11時00分から 午後４時00分まで
試　験　場	静岡県立静岡城北高等学校 （静岡市葵区北安東２－３－１）	静岡県立静岡城北高等学校 （静岡市葵区北安東２－３－１）

⑵　木造建築士試験

試験／項目	学科の試験	設計製図の試験
試験の期日	平成30年７月22日（日）	平成30年10月14日（日）
試験の時間	午前10時00分から 午後５時10分まで	午前11時00分から 午後４時00分まで
試　験　場	静岡県立大学 （静岡市駿河区谷田52－１）	静岡県立科学技術高等学校 （静岡市葵区長沼500－１）

２　受験申込手続

受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

⑴　郵送により申し込む場合

受付期間	平成30年４月２日（月）から平成30年４月16日（月）まで
申込方法	以下の宛先（締切日の消印のあるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。 郵送先：〒102－0094　東京都千代田区紀尾井町３－６紀尾井町パークビル 公益財団法人建築技術教育普及センター　本部
利用可能な者	二級建築士試験については、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成29年以前の二級建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者 木造建築士試験については、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成29年以前の木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が添付されている

	者 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

⑵　インターネットにより申し込む場合

受付期間	平成30年４月９日（月）から平成30年４月16日（月）まで
受付時間	受付開始日の午前10時から受付終了日の午後４時まで
申込方法	静岡県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）において必要な事項を入力し申し込むこと。
利用可能な者	二級建築士試験については、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者 木造建築士試験については、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者

⑶　受付場所において申し込む場合

受付期間	平成30年４月19日（木）から平成30年４月23日（月）まで
受付時間	午前10時から午後５時まで
受付場所	静岡県男女共同参画センター　あざれあ （静岡市駿河区馬淵１－17－１）

３　「学科の試験」の免除の申請

二級建築士試験についての「学科の試験」の免除の申請は、平成28年又は平成29年の二級建築士試験の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成28年又は平成29年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書、若しくは平成28年又は平成29年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成30年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

木造建築士試験についての「学科の試験」の免除の申請は、平成28年又は平成29年の木造建築士試験の「学科の試験」に合格した者に限り行うことができる。免除の申請に当たっては、平成28年又は平成29年の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の「学科の試験」の合格通知書、若しくは平成28年又は平成29年の「設計製図の試験」の不合格の通知書で平成30年の「学科の試験」が免除できる旨記載されたものを貼付して行うこと。

４　合格者の発表及び合否の通知

⑴　合格発表日（予定）

	学科の試験	設計製図の試験
二級建築士試験	平成30年８月21日（火）	平成30年12月６日（木）
木造建築士試験	平成30年９月４日（火）	平成30年12月６日（木）

⑵　合否の通知

合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。

５　その他

⑴　「設計製図の試験」の課題は、平成30年６月６日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（http://www.jaeic.or.jp/）において公表する。

⑵　受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内にその旨を申し出ること。